

はじめに

昭和 30 年に「歯科技工法」が制定され、新制度による歯科技工士が誕生した。これは画期的なことであった。しかし、この法律に「士」が抜けていたことにより、業務法の域を脱することができないばかりか、この「縛り」のために後世経時的に苦しむことになる。

「歯科技工士法」が制定されされた後も、歯科技工士の自立はほど遠く、補助的、従属的な立場からの脱却はできないまま現在に至っている。

この書では、歯科技工士を取り巻く環境を独自に分析し、「歯科技工士の歯ぎしり」を”恨み節”として語り合うのではなく、電子図書 という新しいメディアを利用して活字で遺そうとするものである。

第 1 章では、歯科技工士の歴史をひもとき、入歯細工師として自立していた時代からの変遷を、「医歯二元論」との対比からその相似形を構築する。

第 2 章では、歯科医療の特殊性とその狭間で苦闘する歯科技工士の光と陰を明らかにする。特にエポックメイキングであった「大臣告示」を分析する。

第 3 章では、歯科技工は医療サービス業なのか、医療製造業なのかを裁判所の判例をもとに検討し、「歯科医療物」の概念の希薄さが元凶にあることを指摘する。

第 4 章では、歯科技工士の市民権が確立されていない現実を、その医療法という根拠法から模索し、医事衛生行政から軽んじられている原因を歯科技工士教育にあると思索する。

第 5 章では、崩壊しつつある国民皆保険制度を前著「社会保障の市場化・営利化問題と医療制度改革の方向」から抜粋する。

第 6 章では、昭和 30 年以來の社団法人としての業界団体は、もはやその役目を終わろうとしている。ここであらためて「社団法人とは何か」を総括する。

第 7 章では、現在、海外発注に関して有志による訴訟が話題に上がっている。ここでは行政訴訟の理論と実際を検討する。

第 8 章では、歯科医療にまつわる自費診療に関して、歯科医師と歯科技工士の法的責任と義務の範囲を PL 法的責任中心に検証する。

第 9 章では、歯科技工業界の将来像を「事業協同組合」のなかに描き、生き残りをかけて模索する。

「歯科技工士の歯ざしり」目次

第1章 歯科技工士の歴史

1 節 入歯細工業と歯科技工業	4
2 節 歯科技工業の団体の形成	7
・医歯一元化と歯科技工士肯定論	7
・大日本歯科技工師会と日本歯科技工所連盟	8

第2章 歯科医療とは何か

1 節 医師法第17条による医業の範囲	10
2 節 歯科医療のなかの歯科技工	12
・医歯二元論は時代錯誤か	13
・二種類の歯科技工士	15
3 節 過去の判例にみる歯科技工士像	16
4 節 大臣告示「7:3 問題」とは何か	17
・制度化とは何か	18
・厚生省による疑義解釈	19
・全国会長会議	19
・臨時代議員会	21
・大臣告示	22
・歯科診療報酬	23
・歯科技工士法第2条、第18条解釈	24
・「おおむね」の解釈	25
・歯科技工士の権利を守る会	27
・桜井議員による質問主意書	28
・政府答弁書	28
・まとめ	29

第3章 歯科技工はサービス業か製造業か

1 節 医療製造業とは何か	31
2 節 名古屋地裁判決	34
3 節 サービス業とされた判決	35
4 節 最高裁判決	40

第4章	歯科技工士の市民権	
1節	根拠法からのアプローチ	41
2節	医療法における業務委託	43
	・医事衛生行政とは何か	44
3節	特別法としての歯科技工士法	44
4節	歯科補綴物の海外委託	46
5節	歯科技工士教育	47
	・歯科補綴から全身補綴	48
第5章	国民皆保険制度	48
第6章	社団法人とは何か	51
	・まとめ	54
第7章	行政訴訟とは何か	58
1節	行政裁量	59
第8章	自費診療と義務の程度	63
第9章	事業協同組合のすすめ	67

第1章 歯科技工士の歴史

1節 入歯細工営業と歯科技工業

明治維新を迎え、歯科医療にも西洋歯科医学が導入され、医師とは比べものにならない少数ではあったが、西洋歯科医学を学んだ歯科医師が増えてくることになった。しかし、実際の国民の歯科医療は、それまであった口中医、入れ歯師などの手を借りなければ、とても間に合わない状態であった。口中医については漢方医と同様、そのまま業を営むことを認めた。これが従来家と云われたものである。また、口中医以外の入れ歯師、歯抜き師などについても、明治16年頃から各府県知事が「入れ歯細工師」「入れ歯細工職」「入れ歯製造業」などという鑑札を出してそのまま営業させている。

これらのものは「入歯口中療治者」と一括して呼ばれているが、それなりに国民歯科医療を満たしていたわけである。

明治16年に愛知県知事の通達に基づいて作られた「入歯職営業組合」の規則によって、この頃の状態の一端を知ることができる。この年、医術開業規則のなかで歯科試験が独立して行われている。ここから歯科医籍が始まっているが、合格率はわりに低く、歯科医療の需給のバランスは悪かった。その歯科医師のもとで多少の見習いを勤めた者が、義歯の作製や装着などをしていたことが、かなりあったのではないかと想像される。

雑然としていた歯科界に「同業者の権利を伸長し業務を保護すること」を目的に、歯科医会という団体が作られることになった。この会はやがて日本歯科医会に発展していき、「官立歯科医学校」の設立や「非歯科医師の取締り」などのスローガンのもとに、非合法医療の排除や歯科医師法の制定を目指していた。

明治39年に歯科医師法と医師法が同時に制定されている。これに基づいて歯科医学専門学校が生まれ、その卒業生は無試験で歯科医師の資格が与えられることになった。

当時富国強兵政策の下にあっては、歯科保健の意義や歯科医療の効用が、軽く見られていたのもやむを得ないことであったのかも知れない。医師の養成が官立大学を中心として推進されたのに対して、歯科医師養成が長らく私立の歯科医学専門学校だけに任されてきたのは、政府当局が歯科医療を軽視していたためであると思われる。これがいわゆる「医歯二元論」の始まりであるが、この日本における医歯二元論」と歯科技工士の関わりについては後述する。

国民の歯科医療需要を満たすには正規の歯科医師の数は十分でなく、それまであった入れ歯製造業などの鑑札を持った人達の、主として補綴の仕事を中心とする非合法歯科医療や、歯科医師でない者の経営する歯科診療所が目立つようになった。

大正3年、このような非合法歯科医療について大審院判例が出ている。「人の依頼に応じ、ゴムを以てその歯牙脱落部の型を作るは、如何なる義歯がその人に適応すべきかを診療するを以て、かくのごとくして作りたる型により、義歯を作り、以て入歯となすは、その性

質上歯科医業に属するものにして単に入歯に要する原材を製作するにすぎざる入歯細工職の業務に属せざるものとす」。

また大正5年には、「歯牙に疾患なきに拘らず、単に装飾の目的にて金冠を施し、又は金隙歯を嵌入するとき行為といえども、その手術方法の当を得ざると否とは歯牙の健全に影響を及ぼすべきは当然なるを以て、これらの行為も又歯科の範囲なり」というような判例が出されている。

大正14年、歯科医師数8921名の時代、非合法歯科医療の温床として、歯科診療所358あり、歯科技工所として東京3、神奈川2、千葉1の3ヶ所あった（内務省調べ）。

このように、この時期は歯科技工業の歴史の中では暗黒時代ともいべき一時期であって、否定的な時期である。これはやがて歯科技工士の養成の開始、新しい意味をもった歯科技工所の芽生えの時期へと連なって、歯科技工業について肯定的な論議の生まれる時期に続いてゆくのである。

大正9年、東京の日本通信歯科学校が2ヶ月の通信教育の生徒を新聞で募集している。”技工士たらんとするもの、歯科医師たらんとするもの、歯科医院を開業せんとするもの、歯科医にしてさらに技工術を研究せんとするもの”を対象としているが、全体に少し怪しい雰囲気のものようであった。

大正14年、本格的な歯科技工士養成機関が横浜に生まれている。京浜歯科技工学校（矢田弥三治主宰）がそれで、本科、専修科、研究科がおかれ、授業料は年間60円と当時としてはかなりの高額であったようである。

この設立趣旨に”我が国における歯科技工の研究はすこぶる古い歴史をもっているにも拘らず、その研究は依然として偏狭の域を脱することができず、他の衛生的技術に比して大いに遜色あるものといわなければならぬ。歯科医術検定試験もいよいよ廃止せられ、歯科技工師の需要たるや多々ますます加われり、この秋に当り、本邦最初の歯科技工師養成機関としてその筋の公認の下に短時日にしてしかも学習者の実力を十分に促進せしめんと欲する微意を以て本校の設立を企てたのである。”とある。なかなか意気軒昂であった。

大正8年4月文部省歯科病院が試験的に歯科技工士の養成を始めた。牛込の江戸川小学校を卒業した横谷信堅を歯科技工見習生として採用し、以後毎年1～2名の養成を行ったという。

日本で初めて誕生した国立の歯科教育機関は、東京高等歯科医学校で、官制上は昭和3年10月12日に勅令第239号で公布された。そして教育が始まったのは、昭和4年4月のことである。この東京高等歯科医学校の前身ともいえる文部省歯科病院のときから、すでに小学校出身者の優秀な歯科技工見習生の名目で、採用して訓練することをしていたので、学校の設立を機会に、昭和4年5月12日付けで付属施設として官制による歯科技工手養成科をおくことになった。

これが正式な歯科技工士養成の始まりともいえよう。これは高等小学校を基礎学力として、4カ年の修業年限で定員8名ということであった。

文部省直轄の学校の中に歯科技工士の養成機関が作られたのは画期的なことであるが、昭和18年に廃止されている。

もう一つは、ウイプラ圧印床専門の歯科技工所、「大日本歯科技術研究所」（大塚豊美主宰＝ドイツに留学し、クルップ社からウイプラ床圧印の技術を持ち帰った）が昭和4年9月に設立されている。現在の日本歯研工業の前身である。

昭和6年頃には、東京周辺に東京歯科技工学院（東京市本郷区真砂町）、帝国高等歯科技工学院（東京市下谷区御徒町）、東京女子歯科技工学校（東京市牛込区山伏町）そして前述した京浜歯科技工学校（横浜）などがあったが、入学資格が尋常小学校程度としていて、当時でもいろいろ批判があったようである。

歯科医師の業務や質が次第に固まっていくにつれて、歯科医院で働いていてそこから出た歯科技工師たちに、営業権を認めて欲しいという動きが高まっていった。

大正15年、神奈川県浩歯会という団体が政府に嘆願書を出している。

”吾人歯科技工師は、歯科医師と共に、歯科医学上車の両輪の如く、必ず双立すべきものなり、然るに歯科医師の隆々たるに反し、歯科技工師はその職分認められず、遅々として振るわざること久し、ここにおいてか県下同業者の志士相謀り、歯科技工師公認の運動を起こして政府に出願せんとす。同志、一心協力してわが歯科技工師の地位の向上と業務発達のために勇住邁進、以て初志を貫徹せんことを期す。

昭和2年、大日本歯科技工師会（鎌倉市）が、全国の歯科技工師8万人を代表して国会請願の動きがあったが、神奈川県歯科医師会は”歯科技工師の公認は歯科医術の進歩発達を阻害し、社会公衆にその害の及ぶや極めて甚大にして、国民の保健衛生上決して看過する能わず、よって我々は極力これが公認に反対す。右決議す。”という決議分を採択している。これは、歯科技工と歯科医療は一体のもので歯科医師がやるものであり、技工手なるものは歯科医師検定試験の落伍者であるから程度が悪いなどの理由付けがされている。

昭和6年、技工師が患者に金冠を修理し装着したことに対して”金冠を修理しても装着する行為は歯科医療である”や、患者の義歯を修理したことに対して”義歯を修理した行為は歯科医術である”などの判例が出ているが、歯科医師の委託を受けて行う歯科技工を業として認めるという雰囲気は作られているようであった。

同年4月、東京の尾上寅之進（他51名）は歯科技工師公認の国会請願を行っている。”歯科技工師の技工的行為は全然治療とは別個の技術行為なり、歯科医師は技工師の助力に待つに非ざれば到底多数の患者に対し治療技工の両者を完全に為す能わざるは実情なり。然るに現在歯科技工師に対する公認の無き為技工師自ら被術者に接して為したる技工的行為に対して処罰せらるるの現状にあるは洵に遺憾とするところなり。依て看護婦及び義眼義足等の調整が医師の手を離れて公認せられたると同様に 歯科医師法を改正し 一般公衆の依頼により義歯を製作しこれを口腔に装着することを公許し 歯科医師の処方により金冠を製作しこれを口腔に装着することを公許し 歯科技工師の資格を公認の歯科技工師学校卒業者及びこれと同等の資格認定者とせられ度”とある。

そして昭和12年、大審院の判決の一節に” 歯冠または義歯を製作すること自体は固まり雑然たる技工の範囲に属し、歯科技工師これを為し得ること論なし・・・として、歯科技工の範囲について触れるところまでになるのである。

このようにして論議は続いたが、歯科技工というものの独自性が少しずつ認められるような方向に動いていった。

2節 歯科技工業の団体の形成

昭和10年頃、次第に歯科技工所の数が増してきたのを受けて、東京歯科技工所同業組合が創立されることになった。これは東京だけでなく、昭和13年、名古屋歯科技工所組合が設立している。この組合は東海全体に呼びかけ、翌年「愛知県技工会」という形に発展していった。東京でも東京市内の歯科技工所が集まり、昭和14年「東京歯科技工協会」が設立された。この協会は、戦時下の金配給制に見られるように資材不足を解消するために、資材の配給先としての交渉団体の機能を果たそうとしたものが主眼となり、歯科技工業の業権を確立しようという志向はなかったようである。

その後、東京歯科技工協会改組同志大会を経て、昭和17年「東京府歯科技工師協会」が設立された。ここで初めて、歯科技工師についての身分の確立を表面に打ち出した団体が作られることになる。そして、営業上の各種の統制、料金の制定、資材の購入、資金の貸付、技工技術の研究などを事業目的にした、「東京口腔補綴工業組合」と大同団結し、昭和18年「日本歯科技工所連盟」へと続いてゆくことになる。

・ 医歯一元論と歯科技工師肯定論

日華事変の拡大に伴い、我が国にも全体主義的な思想が広がり、ドイツのナチへの傾倒が起きた。歯科教育の面でも、従来あったアメリカより由来したものを廃し、ドイツ流な体系ができつつあった。ドイツの学界を範とする立場から生まれたのが医歯一元論である。医歯一元論とは、歯科は眼科や耳鼻科と同じように医科のなかの一分野であり、歯科を専門とする医師も同じ医学校のなかで養成されることをいう。医歯二元論とは、歯科医師と医師とは別個の資格であり、養成機関も歯学部と医学部とに別れていることをいう。

この医歯一元論の立場からすれば、歯科医療をいわゆる治療的な面と技工的な面に分かれ、歯科技工だけを担当する任務を持つものの存在が不可欠とすることになるはずであった。

” 外科の手術後の義肢や義眼の場合と歯科技工は、ともに人体の一部の欠陥を補うのであるから同一列に入れてよいのではないか” とか、” 技工面は歯科技工師のようなものに委ねるほうが合理的ではないか” などの考え方から生まれたのが歯科技工師肯定論である。

昭和15年、鹿毛俊吾は『日本精神に基づく歯科医業経営』のなかの、技工分業という

章でこのことを論じている。そして翌年、鹿毛はこの理念に基づき「東亜歯科技工養成所」を作った。この養成所には歯科技工師を一つの職業として確立しようという考えから、国民学校卒業の男子のみの採用とした。内容は、予科1年、本科3年、専攻科3年、研究科3年という仕組みであった。

この東亜歯科技工師養成所は、昭和21年に「愛歯歯科技工師養成所」へとつながってゆくのであるが、鹿毛のこの考え方は、歯科技工業について現実をふまえた肯定論として高く評価される。しかし、一般的には否定的な意見を持つ人のほうが多かった。

歯科技工は歯科医師自身が行うことが最も結果はいいが、歯科技工所を利用することも有効なことである。しかし、現在の歯科技工所の現状では、歯科医師が自分で技工が十分できないから技工所を利用するというのは邪道である。とにかく歯科技工所は一つの存在として肯定し、育ててゆくというやり方もいるのではないか、という考え方が当時の歯科界の大勢であったらしい。

このように日本歯科医師会は厚生大臣にあてた「歯科技工所ニ関スル件上申書」のなかでも、歯科技工師の存在を肯定し、その運営について指導力と管理の強化を考えるという線になっている。こうして、歯科技工業はゆっくりとではあったが地歩を固めてゆくのである。

・大日本歯科技工師会と日本歯科技工所連盟

昭和14年頃、西日本を中心に組織された大日本歯科技工師会（花桐岩吉主宰）は、歯科医師法（国民医療法）違反事件の判決に自己流の解釈を与えて、会員による体面行為による事件が続出した。結果的には、この一連の事件は歯科技工業の肯定論に大きな影響を与えることになった。

昭和18年、日本歯科技工所連盟（寺元武士主宰）が発足した。寺元は”歯科技工とは歯科補綴物の製作過程をいい、歯科医療の一部であり、歯科医師と歯科技工所とは不可分の関係にある。この連盟は統制機関であり、互助機関であり、指導機関でもあり、また研究機関でもあらねばならぬ”と述べている。そして次のような誓言を行っている。

1. 我等は、歯科技工を職業とし、一意国家目的に即応す。
2. 我等は、歯科技工は歯科医療の一分野たる根本義を堅持す。
3. 我等は、歯科医師会の指導下に技術の練磨に専念す。
4. 我等は、日本精神の保持に基づき、高き智性と徳性の向上を致す。
5. 我等は、全国会員有機的の一体となり、互助発展に協力する。

これらは現在の倫理綱領よりよほど分かりやすい。会費は一人年6円で、会員350人が予定され、年額2、100円の予算規模であった。この連盟はのちの歯科技工法制定のときに果たした役割は大きい。

昭和20年の敗戦後は、歯科医師法の改正、歯科大学の創設、歯科医師会の社会保障制

度への関与などの改革についてアメリカ軍担当者（GHQ）の意見が大きく影響した。しかし、歯科技工所問題に関しては、歯科医師の団体の関与する以前の問題として映っていたようである。

しかし、西日本を中心に活動していた「花桐会」に対して、日本歯科技工所連盟は厚生大臣に次のような陳情書を出している。

- ・歯科技工師及び歯科技工所の社会的必然性
- ・歯科医業における技工師及び技工所の役割の重大性
- ・技工所問題に対する歯科医師の態度 等々である。

このように歯科技工師の身分の法制化を主張したものであるが、これは一連の歯科医師法違反事件の対策として、なんらかの形で歯科技工業についての法的規制を行う必要があるという雰囲気のもとで、歯科技工業に対する法制化が進められるようになった。

昭和23年、医師法、歯科医師法、及び保健婦助産婦看護婦法などの立法の準備が進められる中で、歯科技工師制度要項が資料として出された。この中の業務については、・歯科医師の支持の下に、歯科医業中、歯科技工に関する行為をなすこと・歯型の採得、試摘、及び嵌入等、患者に直接施術することはなし得ないことなどが述べられている。歯科技工所の管理について整理しようという姿勢がみられる。

昭和24年、日本歯科医師会は、その歯科教育審議会で次のような意見をまとめた。・技工師は必要であるから、その存在を認める・存在が必要である以上、漫然と置くか、指導するかのどちらかに決める。

- ・技工師をよくするには、それを一つの職業として国が認める方向にもってゆきたい
- ・全体として法制化の方向にもってゆきたい

このように、積極的に法制化を肯定する立場を明らかにしている。しかし、この流れに批判的な考え方も当然あった。

- ・テクニックだけでも形だけのものはできる
- ・これまで多くの違反事件が起きた
- ・アメリカでは試験制度や資格問題を法制化しなくてもうまくやっている
- ・歯科医師の技工師に対する技術上の要望があまりにも低い
- ・それには、国民の歯科医療の質に対する要望の低いことが原因となっている
- ・高い要望をもつ歯科医師はみずから技工を行うため、技工師を必要としないなどがそうである。

このようにして歯科技工師の業務の法制化が、具体化していったが、この年、東京都が都条例として、「歯科技工師及び歯科技工所取締条例案」なるものが出された。

この条例は特に、

- ・いかなる場合でも印象採得、試適、嵌入は行ってはならない
- ・技工録を5ケ年保存すること
- ・一般に広告してはならない

などであるが、この問題はむしろ国として立法化したほうがいいのではないかという意見もあって、厚生省でも歯科技工師法案の検討を始めている。歯科医師会も歯科技工師法の試案を作ったが、その中の反対意見として

- ・法制化により歯科医療と紛らわしくなる
 - ・これにより、将来医薬分業と同じようなことが起こる恐れがある
- などあった。

昭和26年、このような情勢に対処して、日本歯科技工所連盟は、「歯科技工士資格獲得促進同盟」を結成し、相互の連絡の強化をはかっている。（ここで初めて師から士になっている）

こうして法制化についてかなり前進したが、歯科技工士の身分とその業務を法で決めるという点で異論がでて、厚生省案の作成そのものも難航する場面がしばしばあった。

昭和27年、日本歯科医師会は、歯科技工士法案問題に関し厚生省に対する要望書のなかで、

- ・受験資格は、文部大臣指定の学校と厚生省指定の養成所とする
- ・業務の独占として、歯科技工士でなければ技工士の行う業務をしてはならない
- ・歯科医師の調製した印象または模型による指示によらなければその業務を行ってはならない
- ・何人からもその業務の依頼を受けまたは何人に対してもその業務の指示もしくは施術をしてはならない。但し歯科医師により依頼または指示を受けたときはこの限りではない。などを明記している。

厚生省はこの立法化の基本方針として、「歯科技工士」法という身分法の方向ではなく、「歯科技工」という業務を規制する業務法という建て方で立案することになった。

国会では、歯科技工士養成所の指定について文部省をはずしたことで論議があったが、ついにここに「歯科技工法」が誕生した（昭和30年8月16日）。

「歯科技工法」公布後、「日本歯科技工士会」が結成された。当面の活動としては、歯科技工士試験のための講習会を開くことであった。この日本歯科技工士会は十分な機構を整えていなかったため、初めての代議員会で次のような活動方針が議論されている。

この活動方針の中に、“労働組合的、協同組合的文化団体である”と規定したことが、後世に問題を残すことになる。このことは歯科技工士の団体のもつ二元性に起因するのである。すなわち歯科技工士と歯科技工所の問題という、異質のもの混在という宿命を担うことでもあった。

さらに、歯科技工業が医療サービス業か医療製造業かという問題や、歯科技工士が行う歯科技工が医療か非医療かなどの問題は、曖昧さを残したまま現在に至っている。

参考文献

歯科技工 医歯薬出版 榊原悠紀田郎 1974：3～1975：1

日本歯科評論 医歯薬出版 結城太郎 1975. 5 No393